

生駒市条例第23号

生駒市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月16日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市印鑑条例の一部を改正する条例

生駒市印鑑条例（平成2年10月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、個人番号カードの提示により登録者本人であることの確認を受けた場合又は生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和6年3月生駒市条例第11号）第3条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該申請を行う場合は、印鑑登録証を添えることを要しない。

第16条中「前条第1項」を「前条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。